



令和6年度

茨城県警察官A（武道指導）採用選考案内

令和6年2月1日

茨城県警察本部

第1次選考：4月27日(土)

受付期間：3月1日(金)9時00分～4月5日(金)17時00分

申込方法：インターネット申込み

1 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序を維持に関する任務のほか、柔道又は剣道に係る訓練の指導に従事します。

2 選考日時、場所及び合格発表

区分	日時	選考会場	合格発表
第1次選考	4月27日(土) 8:40～12:20	水戸 ※ 受験票ダウンロード時に選考会場の詳細な場所を確認してください。	5月27日(月)10:00(予定) ※ 合格者の受考番号を茨城県警察採用案内ホームページに掲載するほか、合格者のみに第2次試験の詳細を郵送します。
第2次選考	[第1日目(身体検査、体力考査、適性検査)] 6月1日(土)、2日(日) ※ 警察本部が指定するいずれか1日 ※ 日時及び選考会場は、第1次選考合格者のみに通知します。		8月30日(金)10:00(予定) ※ 上記の方法で合格者の受考番号を発表するほか、合格者のみに合格通知を郵送します。
	[第2日目(口述考査、実技考査)] 8月19日(月) ※ 日時及び選考会場は、第1次選考合格者のみに通知します。		

※ 茨城県警察官採用試験(第1回)(一般)と一部日程が重複しますが、同時受験が可能です。

※ 今後、突発災害等により、試験場等を変更する場合は、受験申込者等に茨城電子申請サービスのメッセージでお知らせするとともに、公式LINE、茨城県警察採用案内ホームページ及び茨城県警察本部採用係Xに掲載しますので、試験前に必ず確認してください。

3 選考区分、採用予定人数、受考資格及び採用予定年月日

選考区分	採用予定人数	受考資格	採用予定年月日
男性警察官A 武道指導	柔道	平成11(1999)年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人若しくは令和7(2025)年3月31日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれと同等と認める人であって、次のいずれかの段位を有する人 【柔道】 3段以上 (ただし、大学卒業見込みの人については2段以上) 【剣道】 4段以上 (ただし、大学卒業見込みの人については3段以上)	令和7年4月1日
	剣道		
女性警察官A	柔道		
剣道			

※ 上記の受験資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- 日本の国籍を有しない人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)
- 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 選考の方法及び内容

選考の方法		内容		
第1次選考	教養考査 (120分)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式によりおおむね大学で履修した程度の問題を出題します。 《出題分野》 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解（英語を含む。）、判断推理、数的処理、資料解釈		
	論文考査 (60分)	文章による表現力、課題に対する思考力等をみます。（600字から1000字以内） ※ 評定は、教養考査の基準を満たした人のみ行います。		
第2次選考	第1日目	身体検査	別表1「身体基準」のほか、胸部疾患、伝染病疾患の有無等について、医師による診察及び検査を行うとともに、警察官として職務遂行に必要な身体機能を有するかどうかを検査します。	
		体力考査	別表2「体力考査種目別基準」にある6種目を実施します。	
		適性検査	警察官として適性があるかどうかを検査します。	
	第2日目	口述考査	集団討論	警察官として適するかどうかを評定します。 ※ 受考人数等により、実施しない場合もあります。
			個別面接	警察官として適するかどうかを評定します。その際、「公務員倫理」についての考え方等も聞きます。
	実技考査	柔道又は剣道の実技を行います。		
資格調査		受験資格の有無等について調査します。		

※ いずれかの考査科目において基準に達しない場合は、他の成績にかかわらず不合格となります。

〈別表1〉身体基準

項目	身体基準
視力	両眼とも、「裸眼視力0.6以上」又は「矯正視力1.0以上」であること。 ※ 必要な方は、眼鏡等を持参してください。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

〈別表2〉体力考査種目別基準

	腕立て伏せ	上体起こし	反復横跳び	握力	立ち幅跳び	20メートルシャトルラン
男性	14回	21回	45回	37kg	195cm	43回
女性	7回	18回	40回	24kg	143cm	25回

※ この基準を満たしていても60点満点にはなりません。満点となる回数や体力考査の実施方法等については、茨城県警察採用案内ホームページをご確認ください。

5 過去の論文課題（概要）

年度	概要
令和3年度	警察官にとっての武道の大切さについて、あなたの考えを述べなさい。
令和4年度	武道とは何か。また、警察官となったあなたが、これまでの武道経験を県民の安全安心のためにどのように生かしたいか述べなさい。

6 申込方法

下記二次元コードから「いばらき電子申請・届出サービス」にアクセスし、手続き名「令和6年度 茨城県警察官A（武道指導）採用選考申込み」であることを確認してから手続きを開始してください。

なお、申込時には次の書類が必要となりますので、手続き前にご準備ください。

- ① 経歴紹介書（申込みフォームから様式をダウンロード）
- ② 柔道又は剣道の段位を証する書面の写し
- ③ 最終学歴の卒業証明書及び成績証明書

※在学中の方は、卒業見込み証明書及び成績証明書を取得可能になり次第別途提出。



← 令和6年度 茨城県警察官A（武道指導）採用選考申込みはこちら

※ 『申込完了』が表示されない場合には、手続きが完了していない可能性があります。その際は、採用フリーダイヤルまでご連絡ください。

※ 整理番号とパスワードは受験票のダウンロードの際に必要となります。完了通知メールは選考終了まで保存しておいてください。

※ 使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

7 受験票の作成

4月16日（火）

から受験票のダウンロード及び印刷ができます（ダウンロードが可能となった時点でメールが送られます）。選考日までにダウンロードをしていただき、A4サイズのまま白紙に印刷、顔写真（縦4cm×横3cm）を必ず貼付し、受考当日、選考会場に持参してください。

8 選考結果の閲覧について

以下のとおり、自己の採用選考の結果について閲覧ができます。なお、電話による選考結果の回答はできません。閲覧を希望する際は、第1次選考で配布される受験票控及び本人確認ができる顔写真付きの証明書（運転免許証、学生証等）を持参してください。

選考	閲覧できる人	閲覧内容	閲覧期間及び時間	閲覧場所
第1次選考	第1次選考不合格者 （本人に限る）	各考查科目 の得点、順 位等	第1次選考合格発表以降 平日8：30～17：15	茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部
第2次選考	第2次選考受考者全員 （本人に限る）		第2次選考合格発表以降 平日8：30～17：15	

9 合格から採用まで

- 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、原則として採用内定となり、令和7年4月1日に採用されます。
- 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間です。
- 令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みで受験した方は、卒業した場合のみ採用されます。
- 採用決定後は、巡査に採用され、初任科生として警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、本人の特性等を考慮して県内の各警察署に配置されます。

10 給与

初任給（大学卒）	245,284円
ボーナス（採用1年目総額）	717,453円

※ 金額については、令和6年4月1日現在のものです。上記の金額は、条例改正等により変更されることがあります。

※ 初任給（給料月額＋地域手当）は、原則として上記金額となります。

※ 学校卒業後に職歴のある人は、その経験内容に応じて、一定の基準で加算されることがあります。

※ 勤務成績に応じ、原則として、年1回昇給が行われます。

※ 期末・勤勉手当（ボーナス）は、年2回（6月、12月）支給されます。

※ このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、特殊勤務手当などがその人の条件によって支給されます。

Good! Place

ぐっとくる場所、
茨城県警察。

いろんな
「ありがとう」に
出会える場所



採用広報パンフレット動画公開中！

今年は警察官の私生活にも着目した内容になっています。
茨城県警察採用案内ホームページ他各種SNSをチェック

問い合わせ先
茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県警察本部警務部警務課採用係
採用フリーダイヤル 0120-314-058 (サイヨーゴ・ハッピー)

配布所属

配布者氏名



採用案内
ホームページ



採用係LINE

友だち登録
してね！



採用係X

情報発信
してます！

